

白山市監査公表第4号

地方自治法第199条第14項の規定により、白山市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和3年7月12日

白山市監査委員 北 田 幸 光

白山市監査委員 村 本 一 則

1 財政援助団体等監査

- (1) 措置通知があった年月日 令和3年6月8日
- (2) 措置を講じた部局等 観光文化スポーツ部文化振興課
(白山市文化協会)
- (3) 監査結果の公表年月日 令和3年1月27日 (白山市監査公表第2号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果 (指摘事項等)	措置の内容 (改善等内容)
＜白山市文化協会＞ 施設の管理運営等に要した費用が指定管理料に満たない場合、基本協定に基づいた処理を行うよう見直しを図る必要がある。	令和2年度の決算において、基本協定に基づいて処理を行った。